

感染症対策関係



宮崎県福祉保健部長寿介護課

目次

事前の対策

- ①施設の体制構築・整備
- ②協力医療機関との連携
- ③感染症対策に係る訓練・研修の実施

発生時の対応

- ④行政への報告

その他

- ⑤高齢者施設における面会



①施設の体制構築・整備

事前の備え

- 施設内で感染症が発生した場合に備えて、**事前の体制構築・整備**に努める。
 - ・ 全体の意思決定者、各業務の担当者を明確に
 - ・ 関係者の連絡先（入所者の家族、かかりつけ医、保健所・所管庁）の把握
 - ・ 入所者の名簿、健康状態が把握できるリストの作成（既往症、体温、SpO2等）
 - ・ 衛生用品（防護具、消毒液等）の在庫の確保・把握
 - ・ 入所者本人（家族）が望む医療・ケアの確認（アドバンスケアプランニング）

* 平常時の感染対策チェックリスト（宮崎県福祉保健部長寿介護課 令和5年12月作成）

- 感染症に係る**業務継続計画（BCP）**の策定、定期的な見直し
 - ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、発症者への対応、関係者との情報共有等）



②協力医療機関との連携

指定基準等

○入所者の病状の急変等に備えるため（入院治療を必要とする入所者のために）、あらかじめ、**協力医療機関（協力病院）**を定めておかなければならない。

- * 介護老人福祉施設 → 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第28条（協力病院等）
- * 介護老人保健施設 → 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第30条（協力病院等）
- * 介護医療院 → 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準第34条（協力病院等）
- * 特定施設入居者生活介護 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第191条（協力医療機関等）
- * 養護老人ホーム → 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第25条（協力病院等）
- * 軽費老人ホーム → 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条（協力医療機関等）
- * 有料老人ホーム → 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針第9（9）（協力医療機関等）
- * サービス付き高齢者向け住宅 → 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針第9（9）（協力医療機関等）

○協力医療機関に対しては、**入所者の入院や休日夜間等における対応**について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておく必要がある。

②協力医療機関との連携

コロナ関連

○国の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和5年3月10日）における決定事項

5類移行後（令和5年5月8日以降）の高齢者施設等における対応は、以下のとおり。

「入院が必要な高齢者の適切かつ確実な入院体制を確保しつつ、感染対策の徹底、

医療機関との連携強化、療養体制の確保等を進めること」



○医療機関との連携について（具体例）

入所者に新型コロナウイルスの感染者（疑いを含む）が発生した場合、以下の対応を行う医療機関

- ・施設からの**電話等による相談への対応**
- ・**施設への往診**（オンライン診療を含む）
- ・**入院の要否の判断や入院調整**（当該医療機関への入院調整も含む）

③感染症対策に係る研修・訓練の実施

指定基準等

○感染症の予防及びまん延防止のため、以下の措置を講じる必要がある

・対策を検討する委員会の開催 ・指針の整備 ・**研修及び訓練**の定期的な実施

- *介護老人福祉施設 → 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条（衛生管理等）
- *介護老人保健施設 → 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第29条（衛生管理等）
- *介護療養型医療施設 → 指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第28条（衛生管理等）
- *介護医療院 → 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準第33条（衛生管理等）
- *特定施設入居者生活介護 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第104条、第192条（衛生管理等）
- *短期入所生活介護 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第104条、第140条（衛生管理等）
- *短期入所療養介護 → 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第118条、第155条（衛生管理等）
- *養護老人ホーム → 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第24条（衛生管理等）
- *軽費老人ホーム → 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第26条（衛生管理等）
- *有料老人ホーム → 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針第9（7）（衛生管理等）
- *サービス付き高齢者向け住宅 → 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針第9（7）（衛生管理等）



③感染症対策に係る研修・訓練の実施

指定基準等

○**感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催**

- ・委員会の結果について、職員に周知徹底を図る。

○**感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備**

- ・平常時の対策及び発生時の対応を規定。

○**感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための**研修・訓練**を定期的に実施**

- ・研 修：感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を実施。
- ・訓 練：感染症発生時において迅速に行動できるよう、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを行うもの。

④行政への報告

発生時の報告

○感染症（※1）等の集団発生時（※2）は、

所管庁（県又は市町村）及び**所管保健所**に速やかに報告する必要あり。

※1 感染症 : 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒 等

※2 集団発生時 : 以下ア～ウのいずれかに該当するとき

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上**又は**全利用者の半数以上発生**した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

* 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（厚生労働省健康局長ほか通知）

○新型コロナウイルス感染症については以下のとおり。

・ 初発時、終息時 : 電子申請システムによる報告

・ 集団発生時 : 電子申請システムによる報告 + **所管保健所への電話報告**

* 県ホームページ「5類移行後の高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）」



④行政への報告

発生後の対応

○感染状況の確認

- ・陽性者の状況確認、他に体調の悪い利用者、職員等がないか確認
(必要に応じて嘱託医、かかりつけ医、協力医療機関等に相談)

○陽性者及び同室者等の隔離

- ・個室隔離、ゾーニングの検討、環境消毒 等

* 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (厚生労働省 平成31年3月作成)

* 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン (厚生労働省老健局 令和2年12月作成)

○感染対策について不明な点、不安な点があれば、**所管保健所へ御相談**を。



⑤高齢者施設における面会

感染拡大期

- 感染拡大期（医療緊急警報発令時など）においては、
「緊急やむを得ない場合を除き、**対面での面会制限**」を依頼。

現在

- 家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、
高齢者施設での面会の再開・推進を図ることは重要。
 - * 「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」
(令和5年1月31日付け厚生労働省事務連絡)
- 感染拡大期等であっても、**オンライン等による面会実施の検討**。
 - * 「介護現場における感染拡大の手引き（第3版）」（厚生労働省老健局 令和5年9月作成）



⑤高齢者施設における面会

面会に向けて

○面会に関して、入所者（家族も含む）、職員等が話し合っ、**施設共通のルール**を作り、そのルールをもとに運用することが重要。

【ルールの例】※併せて、オンライン面会も検討する。

- ・施設、地域で**感染が確認されていない場合**
 - 対面での**面会を実施**
- ・地域での**感染拡大が確認された場合**
 - **窓越し面会等**による対応
- ・施設内で**感染が確認された場合**
 - 対面での**面会を制限**する（オンライン面会に切り替える）



担 当：施設介護担当

電 話：0985-26-7058

メー ル：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp



宮崎県福祉保健部長寿介護課